

① 定期予防接種 A類疾病(法定)

定期予防接種については、接種対象者(保護者)は予防接種を受けるよう努力する義務があります。

対象疾病	ワクチン	対象者(法定接種期間)	※1標準的な接種期間	回数	接種量	方法
B型肝炎	組換え沈降B型肝炎ワクチン	1歳に至るまでの間にある者	生後2月に至った時から生後9月に至るまでの間	3回	各0.25ml	皮下接種
Hib感染症	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2月から生後7月に至るまで 追加接種は、初回接種終了後7月から13月まで間隔をおく	初回3回 追加1回	各0.5ml	皮下接種
小児肺炎球菌	沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2月から生後7月に至るまで 追加接種は、生後12月から生後15月に至るまで	初回3回 追加1回	各0.5ml	皮下接種
急性灰白髄炎 百日せき ジフテリア 破傷風	沈降精製百日せきジフテリア破傷風 不活化ポリオ混合ワクチン(DPT-IPV)	第1期初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	生後3月に達した時から生後12月に達するまでに期間	3回	各0.5ml	皮下接種
		第1期追加 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	第1期初回接種(3回)終了後12月から18月までの間隔をおく	1回	0.5ml	
	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド (DT)	第2期 11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	1回	0.1ml	
結核	BCGワクチン	1歳に至るまでの間にある者	生後5月に達した時から生後8歳に達するまでの期間	1回	所定のスポ イトで滴下	経皮接種
麻しん 風しん	乾燥弱毒性麻しん風しん混合ワクチン (MR)	第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	同左	1回	0.5ml	皮下接種
		第2期 5歳以上7歳未満のものであって、小学校就学に 始期に達する日の1年前の日から当該始期に達 する日の前日までにある者	同左	1回	0.5ml	
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	1回目の接種は生後12月から生後15月に達するまで 2回目の接種は、1回目の接種終了後6月から12月まで 間隔をおく。	2回	各0.5ml	皮下接種
日本脳炎	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	第1回初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	2回	(3歳以上) 各0.5ml	皮下接種
		第1回追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	1回	(3歳未満) 各0.25ml	
		第2期 9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	1回	0.5ml	
※2ヒトパピロー マウイルス 感染症	組換え沈降ヒトパピローマウイルス様 粒子ワクチン	12歳となる日の属する年度の初日から16歳とな る日の属する年度の末日までの間にある女子	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日 までの間	3回	各0.5ml	筋肉内

※1 標準的な接種期間 …… 定期予防接種実施要領で推奨している接種期間です。実際に接種するときは、お子さんのかかりつけ医と御相談下さい。

※2 ヒトパピローマウイルス感染症 …… 子宮頸がんワクチンのことです。現在、積極的勧奨はしておりません。接種を希望する方は保健医療係(0135-42-2182)までご連絡下さい。

注: 法定接種期間内に受けた上記の予防接種については全額公費負担(自己負担はありません)となります。法定接種期間の前や後に接種した場合は全額自己負担となりますのでご注意下さい。